

○三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

平成24年4月10日

施行

改正 平成26年1月9日施行

平成26年4月1日施行

平成26年6月17日施行

平成27年4月1日施行

平成28年4月1日施行

平成29年9月6日施行

平成30年4月12日施行

平成31年4月1日施行

令和元年5月1日施行

令和2年4月1日施行

令和3年5月7日施行

令和6年4月1日施行

令和8年5月27日施行

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の補強設計及び耐震改修等に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(一部改正〔平成29年9月6日施行〕)

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補強設計 耐震診断に基づく建築物の補強工事の設計をいう。
- (2) 耐震化指針 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例

(平成23年東京都条例第36号。以下「東京都耐震化推進条例」という。)第6条第1項に規定する耐震化指針をいう。

(3) 特定緊急輸送道路 東京都耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路をいう。

(4) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところによって行われる、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え及び除却に関する事業をいう。

(5) 評定機関 東京都と耐震改修計画の技術評定に関する協定を締結した評定機関をいう。

(助成対象事業)

第3条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる建築物等の補強設計に関する事業は、次の各号にそれぞれ適合するものでなければならない。

(1) 沿道建築物(国又は地方公共団体の所有する建築物以外の建築物で、昭和56年5月31日以前に建築に着手したものに限る。)を対象とする事業であること。

(2) 建築物等の敷地が特定緊急輸送道路に接するものであること。

(3) 耐震化指針に適合する事業であること。

(4) 住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱(令和7年3月31日国住街第145号、国住市第99号、国住木第111号)に基づく補助を受ける事業であること。

(5) 助成対象費用について他の補助金等の交付を受ける事業でないこと。

(6) 補強設計は、東京都耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者のうちいずれかのものが行うものであること。

(7) 非木造の沿道建築物に係る補強設計は、耐震診断の結果について次に掲げる団体により確認を受け、又は評定機関による評定を受けたものであること。木造の沿道建築物に係る補強設計は、耐震診断の結果について市長が認める者の確認を受けたものであること。

ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会

イ 一般社団法人日本建築構造技術者協会

ウ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構

(8) 補強設計は、当該耐震改修計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号）別添の指針に適合する水準にあるか否かについて評定機関による評定を受けたもの又は市長が認めるものであること。

(9) 補強設計は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。

(10) 建築物の高さは、建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、当該特定緊急輸送道路の幅員が12メートル以下の場合は6メートル、12メートルを超える場合は特定緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものに相当する高さ以上であること。

2 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる耐震改修、建替え及び除却は、次の各号にそれぞれ適合するものでなければならない。

(1) 前項第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。

(3) 耐震診断の結果、構造耐震指標の値（以下「 I_s 値」という。）が0.6未満相当若しくは上部構造評点の値（以下「 I_w 値」という。）が1.0未満相当であること、又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。

(4) 耐震改修後に I_s 値が0.6以上相当若しくは I_w 値が1.0以上相当となるよう計画された事業であること、又は平成28年3月31日までに I_s 値が0.6以上相当若しくは I_w 値が1.0以上相当となる耐震改修を実施する計画の一部を実施する事業であること。

(5) 耐震改修は、当該耐震改修計画について、前項第8号に規定する評定を取得して行うもの又は市長が認めるものであること。

(6) 耐震改修は、建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。

(7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導を受けたもので、建築基準法に基づく耐震改修に係る命令を受けたものでないこと。

(8) 建築物の高さは建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、当該特定緊急輸送道路の幅員が12メートル以下の場合は6メートル、12メートルを超える場合は特定緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えたものに相当する高さ以上であること。

(一部改正〔平成26年1月9日施行・29年9月6日〕)

(助成対象費用)

第4条 市長は、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者が特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業を行う場合には、予算の範囲内において次に掲げる費用の全部又は一部を助成することができる。

(1) 補強設計に要する費用

(2) 耐震改修に要する費用

(3) 建替えに要する費用（前号に掲げる費用に対する助成を受けて耐震改修を行った建築物等及び次号に掲げる費用に対する助成を受けて除却を行った建築物等を除く。）

(4) 除却に要する費用（第2号に掲げる費用に対する助成を受けて耐震改修を行った建築物等を除く。）

(一部改正〔平成29年9月6日施行〕)

(助成対象者)

第5条 三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金について申請することができる者は、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者とする。ただし、共同で所有する建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、第4条各号に掲げる費用で、別表第1に定める額を限度とする。ただし、助成対象事業のうち、既に本事業における助成金の交付を受けた部分に係る費用は除く。

- 2 前項で算定した助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。
- 4 耐震診断の結果、 I_s 値が0.3未満相当若しくは I_w 値が0.7未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断された建築物の耐震改修工事を実施する場合は、別表第2左欄の費用の区分に応じて、同表中欄及び右欄に定める額（同表の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）を、第1項の規定による合計額に加えることができる。

（一部改正〔平成29年9月6日施行〕）

（全体設計の承認）

第7条 補強設計、耐震改修、建替え及び除却（以下「補強設計等」という。）の助成を受けようとする者で、当該補強設計等が複数年度にわたる者は、初年度の助成金交付申請前に、三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計承認申請書（様式第1号）に別に定める書類を添えて市長に申請し、補強設計等に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、全体設計の承認をとらなければならない。なお、当該事業費の総額を変更する場合も同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、承認することを決定したときは三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金全体設計承認書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

（一部改正〔平成29年9月6日施行〕）

（事前相談）

第8条 補強設計等の助成を受けようとする者は、助成金交付申請をする前に市長に事前に相談するものとする。

（一部改正〔平成29年9月6日施行〕）

(助成金の交付申請)

第9条 補強設計等の助成を受けようとする者は、補強設計等の契約を締結する前に、別に定める関係書類を添えて三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定による承認を受けている場合は、同項の規定による通知のあった日以降に補強設計等の契約を締結し、当該承認を受けた日の翌年度に申請書を市長に提出するものとする。

3 第1項の助成を受けようとする者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成26年6月17日施行・29年9月6日〕)

(助成金交付決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成の対象となることを確認したときは、助成を決定し、三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、助成の対象とならないことを確認したときは、不交付を決定し、三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 前条第1項の規定により助成金交付決定通知を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補強設計等の実施)

第12条 助成決定者は、交付決定通知受領後速やかに、補強設計等の請負契約を行い、補強設計等に着手するとともに、補強設計等の契約書の写しと工程表を添え

て、三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業着手届（様式第6号。以下「着手届」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 第7条第2項の規定による承認を受けている場合は、同項の規定による通知のあった日以降に補強設計等の契約を締結し、着手届を市長に提出するものとする。

（一部改正〔平成26年6月17日施行・27年4月1日・29年9月6日〕）

（助成対象事業内容の変更）

第13条 助成決定者は、助成金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業内容変更届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 助成の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更
- (2) 事業工程の大幅な変更
- (3) その他の申請内容の大幅な変更

- 2 助成決定者は、助成金の額に変更が生じる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金変更申請書（様式第8号）により、市長の承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の助成金変更申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付の変更を決定し、三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金変更承認書（様式第9号）により助成決定者に通知するものとする。

（補強設計等の取り止め）

第14条 助成決定者は、事情により補強設計等を取り止めるときは、三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業取り止め届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成29年9月6日施行〕）

（完了届）

第15条 助成決定者は補強設計等を完了したときは、三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業完了届（様式第11号）に別に定める書類（写しでも可）を

添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 助成決定者（助成金の交付を受けた者を含む。）は、補強設計等の完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、三鷹市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業消費税仕入税額控除報告書（様式第12号）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、助成決定者は、これを納付しなければならない。

（一部改正〔平成29年9月6日施行〕）

（助成金の額の確定）

第16条 市長は、前条の三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業完了届を確認したときは、交付すべき助成金の額を確定し、三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金額確定通知書（様式第13号）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第17条 前条により通知を受けた者（以下「助成確定者」という。）は、市長に請求書を提出し、市長はその内容を審査し適正と認めるときは、助成確定者に助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第18条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) この要綱及び法令に基づく市長の命令に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定に基づき助成金交付の決定を取り消したときは、別に定める三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定取消通知書（様式第14号）により助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第19条 市長は、前条の規定により助成金の決定を取り消した場合において、その

取消しに係る助成金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該交付済みの助成金の返還を命ずるものとする。

(一部改正〔平成26年1月9日施行〕)

(違約加算金及び延滞金)

第20条 市長は、前条の規定による助成金の返還を命じた場合において、助成金の交付を受けた者にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

2 市長は、前条の規定による助成金の返還を命じた場合において、助成金の交付を受けた者が期限までに返還をしなかったときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ、未返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第22条 交付決定者は、助成金の交付により取得し、又は効用の増加した財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊そうとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(調査等)

第23条 市長は、助成金に関し必要があると認めるときは、助成確定者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(関係書類の保存)

第24条 助成確定者は、補強設計等に係る契約書及び領収書等を5年間保存しなけ

ればならない。

(一部改正〔平成29年9月6日施行〕)

(実施期間)

第25条 助成決定者は、当該補強設計助成に必要な手続を令和13年3月31日までに、当該耐震改修、建替え及び除却に対する助成に必要な手続を令和13年3月31日までに完了しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定による承認を受け令和13年3月31日までに当該耐震改修、建替え及び除却に着手した者は、当該耐震改修、建替え及び除却に対する助成に必要な手続を令和14年3月31日まで延長することができる。

(一部改正〔平成26年1月9日施行・27年4月1日・28年4月1日施行・29年9月6日施行・30年4月12日〕)

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月10日から施行し、同月1日から適用する。

附 則 (平成26年1月9日施行)

この要綱は、平成26年1月9日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日施行)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月17日施行)

この要綱は、平成26年6月17日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日施行)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日施行)

1 この要綱は、平成28年8月2日から施行し、同年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

- 2 適用日前に社会資本整備総合交付金交付申請等要領第2章に規定する一括設計審査（全体設計）を受け、補強設計、耐震改修、建替え又は除去に着手（契約の締結）しているものに係る助成対象費用の限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月6日施行）

この要綱は、平成29年9月6日から施行する。

附 則（平成30年4月12日施行）

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

附 則（平成31年4月1日施行）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年5月1日施行）

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日施行）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月7日施行）

- 1 この要綱は、令和3年5月7日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 改正後の三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定は、令和3年4月1日以後の交付申請に係る助成金について適用し、同日前の交付申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年4月1日施行）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年5月27日施行）

- 1 この要綱は、令和8年5月27日から施行する。
- 2 改正後の三鷹市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定は、令和8年5月27日以後の交付申請に係る助成金について適用し、同日前の交付申請に係る助成金については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

(一部改正〔平成26年1月9日施行・4月1日・28年4月1日施行・29年9月6日施行〕)

費用の区分	助成対象費用の限度額	補助率と助成限度額
補強設計に要する費用	<p>実際に補強設計に要した費用又は次により算出した費用のうちいずれか低い額</p> <p>ア 面積1,000m²以内の部分は5,000円/m²以内</p> <p>イ 面積1,000m²を超えて2,000m²以内の部分は3,500円/m²以内</p> <p>ウ 面積2,000m²を超える部分は2,000円/m²以内</p>	助成対象費用の5/6以内
耐震改修、建替え及び除却に要する費用	<p>実際に耐震改修、建替え及び除却に要した費用又は次により算出した費用のうちいずれか低い額</p> <p>ア 耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当若しくはIw値が0.7未満相当又は倒壊の危険が高いと判断された建築物にあつては、62,700円/m²以内かつ1棟当たり627,000,000円以内。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は93,300円/m²以内かつ1棟当たり933,000,000円以内</p> <p>イ ア以外の建築物にあつては、57,000円/m²以内かつ1棟当たり570,000,000円以内。ただし、</p>	<p>助成限度額は、助成対象費用の5/6以内。ただし、5,000m²を超える部分については、助成対象費用の1/2以内</p>

	<p>免震工法等を含む特殊な工法による場合は93,300円/m²以内かつ1棟当たり933,000,000円以内</p> <p>ウ 住宅（マンションを除く。）にあつては39,900円/m²以内かつ1棟当たり399,000,000円以内</p> <p>エ 建替えを行う場合にあつては耐震改修に要する費用相当額以内</p> <p>オ 除却を行う場合にあつては耐震改修に要する費用相当額以内</p>
--	---

別表第2（第6条関係）

（追加〔平成29年9月6日施行〕）

費用の区分	加算の基礎となる額	加算額
改修に要する費用	<p>沿道建築物の延べ面積に、耐震改修に要する費用の面積当たりの単価若しくは85,500円（住宅（マンションを除く。以下この表において同じ。）にあつては、59,850円）のいずれか少ない額から62,700円（住宅にあつては、39,900円）を控除した額を乗じて得た額又は627,000,000円（住宅にあつては、399,000,000円）から別表第1耐震改修、建替え及び除却に要する費用の項助成対象費用の限度額の欄本文の規定により算定した額を控除した額のい</p>	<p>沿道建築物の延べ面積に応じて、次に掲げる額を合計して得た額</p> <p>(1) 面積5,000m²以下の部分 加算の基礎となる額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(2) 面積5,000m²を超える部分 加算の基礎となる額に20分の11を乗じて得た額</p>

ずれか少ない額	
---------	--

様式 略